SBC

C. First Tax

エスビーシー・ファーストタックス

2015年(平成27年) 7月6日(月)

発行: 税理士法人 SBC パートナーズ 大阪市北区太融寺町3番24号 日本生命梅田第二ビル3階

分掌変更に伴う役員退職金の分割支給認める 東京地裁・翌期支給分の損金算入で判示

東京地方裁判所はこのほど、役員の分掌変更が行われた事業年度の 翌事業年度に分割支給された役員退職金の損金算入の是非を巡り争 われていた事件について、国側の主張を斥け、分割支給年度での損金 算入を認める旨の判決を行った(平成24年(行ウ)第592号・平成 27年2月26日判決言い渡し・確定。)。

今回の裁判は、原告A社が、代表取締役から非常勤取締役に分掌変 更した役員に対して支給した役員退職金を巡るもの。A社は、資金繰りを踏まえ、取締役会で「退職慰労金2億5,000万円を3年以内に分割支給する」旨を決議し、分掌変更が行われた事業年度とその翌事業年度に分割支給し、それぞれの事業年度で損金経理し、損金の額に算入した上で申告を行った。

これに対し税務当局は、翌事業年度に支払われた金員が役員退職給与に該当しないとして損金算入を否認する更正処分を行った。この処分を不服として、A社は訴訟に及んでいたものである。

国側は、「法人がその退職給与の額を支払った日の属する事業年度においてその支払った額につき損金経理した場合には、これを認める」とした法人税基本通達 9-2-28 ただし書は、完全に退職した場合に適用されるもので、A社の行った会計処理は一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従ったものではないと主張した。

これに対し東京地裁は、通達ただし書の「退職給与」と「退職した 役員」の文言には、完全に退職した場合だけでなく、役員としての地 位や職務内容が激変し、実質的には退職したと同様の事情にあると認 められる場合も含まれるとし、分掌変更に伴う役員退職給与にもただ し書の適用があることを明らかにした。

その上で、費用の計上時期は、公正処理基準に従うべきであり、中小企業は法人税法上の計算処理に依拠する場合が多く、本件ただし書を根拠に行ったA社の会計処理は、公正処理基準に従ったものと認められると判示した。ただし、判決では「役員退職給与の「総額」と分割支給の「終期」があらかじめ定められていない場合は、現実に支払われた金員が退職に起因して分割支給されたものかの判断が通常困難となる」とも言及している。

SBC Seminar

セミナー案内

SBC 経営計画実践セミナー 日 時:2015年9月9日(水) 13:00~17:00 (開場12:45~)

講師: 税理士法人 SBCパートナーズ 税理士 園田 雅史・森田 宗治

対 象:経営者・経営幹部 定 員:3名(先着順)

参加費:一般参加 50,000 円 (税込 弊社顧問契約先 30,000 円 (税込 ※参加費は当日会場こてお渡し下さい。

会 場:税理士法人SBCパートナーズ 東京オフィス 会議室 東京都渋谷区神宮前6丁目19番13号 Jー6ビル9階 JR渋谷駅 宮益坂出口より、明治通り を原宿方面へ徒歩6分 地下鉄渋谷駅13番出口より徒歩2分

お問合せ:税理士法人SBC→トナーズ TEL:03-5468-3336 (担当:森田)

Scope-

分掌変更による 役員退職金

SBC PARTNERS